

千葉信用金庫 行動計画

職員が仕事と育児を両立しながら、その能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる雇用環境の整備を図るため、次のような行動計画を策定します。

1.計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和11年3月31日までの3年間

2.内 容

《目標 1》

計画期間中の男性職員の育児休業取得率を80%以上とする。

<対 策>

- 令和7年4月～ 出生時育児休業(産後パパ育休)28日間のうち、通算14日間までは有給扱いとする制度を導入した。
- 令和8年4月～ 各職場において、気兼ねなく休業を取得できる風土づくりと、代替業務を行う職員への措置の検討。

《目標 2》

正職員の平均時間外・休日労働時間を10時間以内とする。

<対 策>

- 週1日の「早帰り日」の励行。
- 令和8年4月～ 各職場においての、業務量の見直し・効率化などの検討。

《目標 3》

「子の看護等休暇」及び「養育両立支援休暇」の取得可能時期を、中学校就学の始期に達するまでとし、より働きやすい職場を目指す。

<対 策>

- 令和9年4月～ 検討開始
- 令和10年4月～ 導入予定